

令和4年2月1日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様

一般社団法人 日本木造住宅産業協会
会 長 市川 晃



要 望 書

一般社団法人日本木造住宅産業協会は、木造軸組工法住宅の普及と木造住宅産業の健全な発展に寄与することを目的に、1986年に設立（2013年に一般社団法人に移行）され、住宅メーカー、地域工務店、住宅用機器・部品・部材等の製造事業者、建築設計事務所その他の関連事業者・機関の合計約650社を会員とし、木造軸組工法に関する技術開発・調査研究のほか、木造住宅等の性能・品質の向上等のための研究開発、生産技術に関する開発、住宅や資材の流通に関する研究開発、瑕疵担保責任保険等に関する調査研究、需要拡大のための普及啓発、人材育成等の各種事業に取り組んでいる団体です。特に近年は、循環型社会の実現に向け、人にも環境にも優しい木材の利用や木造建築物の推進にも注力しており、木造の耐火・準耐火構造や中大規模木造建築物に用いる高耐力壁の技術開発・普及啓発にも積極的に取り組んでおります。

戦後植林された我が国の森林資源は今まさに利用期を迎えており、森林を保全し活力と持続可能性を高めるためにも、木材利用の抑制でなく計画的な活用が求められる時代に入っております。そのような中、2010年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、さらに2021年「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、木造化・木質化の対象は民間建築物まで拡大されました。これと連動する耐火建築部材等の技術革新や建築基準法改正による木造建築物への規制緩和等により、中大規模・高層建築物等への木材利用の可能性が大きく広がることとなるため、その具体策の速やかな実施が期待されております。

さて、このたび社会資本整備審議会において「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」（答申）が取りまとめられ公表されました。

その文中、「Ⅲ. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進」の講ずべき施策の方向性において、以下の項目が掲げられております。

○中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進

- ・延べ面積3000㎡超の中大規模木造建築物でも、柱・梁や壁面を木材の「現（あらわ）し」での木造化を可能とする
- ・建築物が倒壊、延焼しないよう防火上区画した部分への防火規定の適用除外
- ・防火上分棟的に区画された部分を別の建築物とみなして防火規定を適用 等

これらは、当協会の取り組みとも軌を一にする誠に時宜を得た内容であり、今後の建築物における木材利用の促進に大いに寄与する施策と高く評価しております。

審議会答申の内容は、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス削減目標の実現に向け、一層の省エネ化の推進及び木材利用促進に係る法制化をもって、脱炭素社会に喫緊の課題に対処すべく速やかに国会に提出する旨求められております。当協会としても、現在提出を検討中とされている「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）」について、今国会での成立に向け速やかに法案が提出されるよう強く要望いたします。